

第11回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成18年9月21日(木) 午後7時~午後8時30分
- 2 場所 2102・2103会議室(文京シビックセンター21階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巖雄委員長、安達修一委員長職務代理、名取雄司委員、松平隆光委員、倉根修二委員、永倉冬史委員、今井桂子委員、森英記委員
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部部長、大黒保健衛生部長、太田資源環境部長、奥山施設管理部長
区職員 久住保育課長、石原保健予防課長、高橋環境対策課長、中村施設管理課長、佐藤保育係長、豊田主査

4 配付資料

資料第1号「健康対策実施要綱(案)」

資料第2号「健康対策実施要綱 区側案と保護者案による修正案比較表」

5 会議進行

人事異動に伴う、事務局職員の紹介

保育課長 7月1日付で人事異動があり、久住が保育課長として事務局を担当する。

心理相談・健康リスク相談の実績について

保育課長 第10回の専門委員会に報告した後5月20日、7月22日、8月19日に実施した。6月24日については、申込がなかったので中止となった。なお、職員については、5月13日、7月15日、9月2日を予定していたが、いずれも申し込みがないので中止となった。今後の進め方について、ご検討願いたい。

委員長 相談については、希望者の状況に応じて2ヶ月に1回という声もあった。クボタの事件で、当面は毎月ということになった。

委員 9月は30日が相談日になっている。10月まだ決まっていない。

委員 年度内はこのままでいいのでは。

委員長 年度内は1ヶ月に1回とし、要綱がまとまったら考えることにする。

健康対策実施要綱(案)の提示及び今後の進め方について

保育課長 区側の原案(平成19年9月21日)について事務局から説明する。第1条の目的については、大きく変わってはいない。期間の空欄の部分については、いつまでの期間とするかということで、空欄にしてある。健康対策の内容は、専門委員会が中心となって検討するので、第2条と第3条を入れ替え、第2条を専門委員会とした。第4条、第5条は、大きく変えてはいない。第6条は、情報を提供するという実質的面から、「ホームページ」ではなく「情報の提

供」に変えてある。第7条ははがきの送付というよりも、連絡をとるという趣旨から、調査票の送付ということで、調査票に変えた。第8条は健康診断を専門委員会の推奨する健康診断を実施するという事になっている。2項では、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施するという事に修正した。また、3項で健康診断の費用を文京区が負担するという文言にした。第9条については、区から新たな提案の1つとなっている。悪性中皮腫が発症した場合、今回の事故に起因しないことが明らかでない認められたときと修正した。保護者からも「今回の事故に起因しないことが明らかでない限り」という提案があり、この提案内容に沿っているものである。専門委員会の判断に基づきという文言を入れたのは、客観性をもたせることで、関連費用の支出を円滑に行なえるようになるとの考えからである。また、肺がん等についても専門委員会の判定に基づき、今回の事故に起因すると認められたときに区が負担するという内容になっている。第10条はそれほど大きく変えていない。第11条は事務局のこと。第12条については、関連費用を負担する場合等の手続き的のものを定めなければならないので、入れてある。

また協定については、協定を希望される方については、要綱の内容と同じ内容で結びたい。何らかの理由で協定を結べない人も要綱が協定と同じ内容を保障するものであると考えていただいていい。協定の内容は要綱を横引きした内容になる。お見舞い金についても要綱が固まり、協定を結ぶときに行なう考えである。

委員長 協定を結ばなくても不利になることは無いという考えで良いか。

保育課長 そのように考えていい。また、希望されれば後日結ぶことも可能である。

委員 要綱の場合は組織変更など、文言の修正を行わざるを得ない場合が出てくるが、協定も変更を想定しているのか。保護者の中には前回組織が変わり事務局の名前が変わったので、やっぱり変えられるという疑念を持っているものがある。

保育課長 そういう意味でも、協定の方がより心理的に安心感がある。

委員 協定の中には法律の名前もある。法律が変わったら、どうなる。

保育課長 法律のテクニックで解決できると思う。今後の検討課題としていきたい。

委員 環境問題に詳しい弁護士からチェックしてもらおうという方法は可能か。

委員 環境に詳しい弁護士もいるもので、チェックしてもらおうということは可能。

委員長 今日決めていただくのではなく、こういう考えの下で何回か議論していただく。9条を大きく変えているので、9条を中心議論していただきたい。

委員 要綱(案)は、協定と同じ内容になるのか。

保育課長 協定特有な文言は入る。今後検討していただきたいのは、大きく変えた9条がこの内容でいいのかどうか中心になると考えている。

委員 対象者の中で、職員と園児では基本的に違う。職員は公務災害になる。

幹事 補償については、労務災害や公務災害になるうとなる。職員とは協定は結ばない。

保育課長 労災の部分は、担当と検討する。

委員長 この程度の期間のばく露で、労災の適用は厳しい。労災で認定されなければこちらが適用になるとか。

委員 根本的な整理が必要である。

委員 健康診断は、結局平成31年になったのか。

保育課長 8条の規定に、専門委員会が認めたときは、速やかに健康診断を実施することができるようになっている。

委員 ワーキンググループに法律家を入れて話し合う場を設けたらどうか。

保育課長 区としては、委員の中で話し合っていたきたい。個々の委員が弁護士に相談するのはかまわない。

委員長 ワーキンググループには専門家から1名、永倉委員、名取委員から1名、今井委員、森委員から1名と選んでいただきたい。

保育課長 ワーキンググループで話し合った内容を専門委員会に報告、議論するという方法で検討はすすめていきたい。

委員長 11月はじめくらいまでに委員会案を出していただき、その後関係者への意見聴取を行い、今年度中にもまとめたい。

その他

さしがや保育園アスベスト健康対策専門委員会ニュースについて

保育課長 今回は、カラー印刷するとともに要望どおり区議会議員全員に配布した。今後ともカラーで継続したい。

小・中学校における禁煙教育の取り組みについて

保育課長 小学校長会と中学校長会に依頼をして、授業で禁煙教育を実施して欲しい旨をお願いをした。実施にあたっては、こちらから都教育委員会、都健康局の策定したパンフレットを配付した。小学校には5・6年生。中学校には1・2年生を対象に配付した。

その他

保育課長 講演会についてどのような内容で行うかについて、森委員からメールをいただいた。

委員 以前、埼玉の小中一貫教育の場で、講演をしたことがある。そういう機会があれば、学校でも子どもたちに説明できる。

保育課長 実施する具体的な内容が固まった場合には、学校に働きかけることも可能である。

委員長 森委員からの指摘のアスベストの表示についてはどうなっているのか。

委員 解体現場での文京区で、アスベストの表示があるが、どこにあるのか表示だけでは分からない。

環境対策課長 解体現場の表示の中で、アスベストの有無を表示している。アスベストが飛散する場合は養生を行ってから解体するようにしている。成型板については、割らないようにして解体している。

委員長 表示板の内容が、分かりにくいということですか。

委員 吹きつけアスベスト(石綿)の表示はあるがいつ撤去されるのかは示されておらず、工事現場のそばで粉塵が舞っているのを見ると心理的にアスベストが舞っているのではと思ってしまう。

環境対策課長 飛散性の場合は、養生して飛散防止をしなければならないこととしている。養生をしてアスベストを取り除いたあとは、一時的に解体工事となるが、アスベストについての表示は、工事期間中掲示している。

委員 講演会のテーマとして、リスクという内容も入れて欲しい。

保育課長 講演会の日程と場所は事務局で設定する。

委員長 次は、11月中旬までに1回開催したい。今日はどうもありがとうございました。

8時30分終了

以上